

一般社団法人 高知県消防設備協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人高知県消防設備協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化、防火対象物の防火防災安全対策の推進、消防防災に関する調査研究を行うとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (4) 応急手当及び救急の普及啓発
- (5) 火災予防に関する諸行事の協力支援
- (6) 防火防災思想の普及広報

- (7) 関係官公庁及び関連団体との連絡協調
 - (8) 前各号の事業に付帯する事業
 - (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、高知県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する団体又は個人であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

(1) 正 会 員 消防防災及び電気・管工事等の業務に携わる団体又は個人

(2) 賛助会員 事業を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 9名以上13名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を執行理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は会長に就任し、執行理事は副会長に就任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用等の支払いをすることができる。

第5章 総 会

(種 類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権 限)

第21条 総会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 重要な資産の受入及び処分承認
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集請求をしたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第23条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 総会の議事は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第28条 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面でもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 決議事項及び賛否の数
- (5) 議事経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面でもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会については、第26条から第29条までの規定を準用する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本会の財産は理事会の定めるところに従って会長が管理する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、総会で報告する。

第8章 顧問

(顧問)

第42条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に功労のあった者又は学識経験を有する者で理事会

の承認を経たものについて会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第43条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産等の処分等)

第46条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

2 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 本会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める「高知県消防設備協会個人情報の保護に関する規程」による。

(公 告)

第51条 本会の公告は、電子公告による。

第12章 補 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、
理事会の決議により別に定める。

(設立時社員)

第53条 設立時社員は、次のとおりである。

- 1 住所 高知市長浜211番地
氏名 中山 慧禧
- 2 住所 高知市潮見台2丁目1712番地
氏名 中尾 昭一
- 3 住所 高知市北竹島町157番地12
氏名 川崎 幸司

附 則 (平成21年5月25日)

- 1 この定款は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月4日)

- 1 この定款は、平成22年3月4日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日)

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。